

イギリス捜査手続における少年の 法的助言を受ける権利の行使

—— 「適切な大人 (Appropriate Adult)」 による援助の影響 ——¹⁾

寺本奈津樹*

- I はじめに
- II イギリス捜査手続における AA による援助と少年の法的助言を受ける権利の行使
- III 若干の考察 —— Bevan の実証研究結果を踏まえて ——
- IV 結びに代えて

I はじめに

1 問題の所在

少年法1条は少年の健全育成を目的とする。この少年法の理念は、少年法上の少年の保護事件だけでなく、少年の刑事事件の取扱いにも及ぶ²⁾ことから、少年法の理念は、少年司法全体を通じて実現されることが求められる。葛野尋之が論じるように、「少年司法において、少年は成長発達プロセスにある一つの自律的人格主体として、そのいまある自律的人格を尊重されつつ全面的人格発達を保障されるがゆえに、非行克服の主体として地位を与えられる」のであり、「少年は『保護』の客体としての地位から解放され」る³⁾⁴⁾。このことから、少年法の目的

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第24巻第2号2025年8月 ISSN 1347-0388

※ 九州看護福祉大学看護福祉学部専任講師

- 1) 本稿は、日本刑法学会九州部会第135回例会(2025年3月1日、鹿児島大学)で報告した「イギリス捜査手続における少年の法的助言を受ける権利——『適切な大人(Appropriate Adult)』による援助の影響——」をベースとして、加筆・修正を加えたものである。
- 2) 守屋克彦=斉藤豊治編集代表『コンメンタル少年法』(現代人文社、2012年)500-501頁〔葛野尋之執筆部分〕。
- 3) 葛野尋之『少年司法の再構築』(日本評論社、2003年)70-71頁。

である少年の健全育成を少年の成長発達権と捉え、少年は非行克服の主体であると解すべきだと考える。また少年が主体的に非行を克服するためには、捜査を含む少年司法手続全体を通して、少年が納得⁵⁾した上で主体的に手続に参加することが重要な要素になるだろう⁶⁾。

他方で、少年は未成熟さや被暗示性、迎合性などの特性、いわゆる脆弱性を有していることから、少年が手続に参加するためには、少年の脆弱性を解消し、少年の主体性を回復する必要がある。そのプロセスがなければ、少年は少年自身が有する権利を行使できず、少年の権利は実質的には保障されないことになる。特に少年の捜査手続に着目すると、少年法40条により勾留に関する特則を除き、刑事訴訟法が準用されていることから、捜査手続では少年も成人とほとんど同様に扱われる。犯罪捜査規範や警察の内部規範では少年の特性に配慮する規定もみられるが、それらが努力義務規定になっていることに鑑みると、少年の特性に対する配慮が必ずしもなされるとは限らない⁷⁾。

したがって、少年の権利を実効的に保障するためには、捜査手続における少年の脆弱性を解消し、少年が主体的に諸権利を行使できるように、少年を援助することが重要になると考える。とりわけ防御権の実効的保障に関しては、弁護人に

- 4) これに関して、石田倫識は、「少年法の目的である『少年の健全育成』（少1条）は、成長発達の上にある少年を『保護の客体』として『育成』しようとするものではなく、少年を『権利の主体』と捉え直したうえで、その成長発達を『支援』することを——少年保護手続に関与する全ての関係者に対して——要請する指導理念として理解すべきであろう」と述べている（石田倫識「少年被疑者の捜査と弁護人の役割——少年被疑者の取調べを中心に——」服部朗編集代表『融合分野としての少年法』（成文堂、2023年）113頁。）。
- 5) 少年審判の適正手続という観点ではあるが、流山中央高校放火未遂事件再抗告審決定（最高裁判所昭和58年10月26日第一小法廷決定）における団藤重光裁判官の補足意見では、「少年に対してその人権の保障を考え納得の行くような手続をふんでやることによって、はじめて保護処分が少年に対して所期の改善効果を挙げることができる」ことが示されている（判例タイムズ510号（1984年）91頁。）。
- 6) これに関連して、葛野尋之は、少年審判の場面に置き、「少年と裁判官との対話によって可能となる審判手続への少年の『参加』こそが、適正手続の本質である」ことを強調している（葛野尋之『弁護人の援助を受ける権利の現代的展開』（日本評論社、2025年）312-313頁。）。
- 7) 少年の捜査手続、特に少年の取調べにおける問題の所在については、石田・前掲注4）論文112-119頁参照。また寺本奈津樹「イギリス少年取調べにおける『適切な大人（Appropriate Adult）』による援助（1）——近年の動向に焦点を当てて——」一橋法学第22巻第3号（2023年）391-393頁参照。

よる法的援助が必要不可欠となるが⁸⁾、日本の法的枠組みでは、法的援助を受ける、すなわち弁護人に依頼する権利は少年自身が請求する権利であるため、弁護人による法的援助は絶対的に保障されるものではない。そのため、少年の捜査手続における少年への法的援助の確保は、少年の脆弱性の解消と主体性の回復、さらには少年の権利の実効的保障にとって重要な課題といえよう⁹⁾。

2 本稿の目的と視点

少年の捜査手続において少年の権利を実効的に保障するためには、少年の脆弱性を解消し、少年の主体性を回復するための援助が不可欠となる。とりわけ防御権保障との関係においては、少年への法的援助をいかに確保するかを検討する必要がある。

そこで、本稿においては、イングランド・ウェールズ（以下、イギリス）の少年の捜査手続における少年の法的助言を受ける権利の議論を参照する。イギリスでは、捜査手続における警察の権限と被疑者の権利を規定した、1984年警察及び刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984：以下、PACE）及びその運用規程C（Code of Practice C）により、被疑者の法的助言を受ける権利が手厚く保障されている。たとえば、PACE 58条1項において「逮捕され、警察署あるいは他の施設に留置されている者は、対象者が請求した場合には、いかなるときも、ソリシタ¹⁰⁾と秘密のうちに相談する権利を有する」ことが定められている。法的助言を受ける権利の規定は成人と同様、少年にも妥当する。一方、

8) この点について、石田倫識は、少年被疑者が一般的・類型的に自己防御能力が低いこと、成人被疑者に比べて自己の言い分を主張することそれ自体に困難を抱えていることを指摘し、この点に鑑みて、黙秘権保障を前提とする意見表明権を実効的に保障するためには、少年保護手続の全過程における弁護人・付添人による援助を受ける権利の保障が重要であることを論じている（石田・前掲注4）論文114頁。）。

9) 葛野尋之は、少年の実効的な手続参加を確保するために、効果的な法的援助の保障が不可欠であることを論じている（葛野・前掲注6）書330-335頁。）。

10) イギリスでは弁護士はソリシタとバリスタに区別される。ソリシタは、捜査手続において被疑者に法的助言を提供し、マジストレイト裁判所の手続において弁護を担当する。なお、刑事法院の手続においても、法廷弁論は行わない場合でも被告人に対して法的援助を提供する。詳細は、葛野尋之『刑事司法改革と刑事弁護』（現代人文社、2016年）316-317頁を参照。

少年や脆弱性を有する成人に特有のものとして、捜査手続の各段階で少年や脆弱性を有する成人を援助する「適切な大人 (Appropriate Adult : 以下、AA)」制度がある¹¹⁾。法的助言を受ける権利との関係でみると、AA が少年の代わりにソリシタを請求することができる規定が存在する (運用規程 C 3.19)。ただし、法的助言を受ける権利を行使するか否かについては、最終的には少年の判断に委ねられると解されている¹²⁾ことから、従来、実際に法的助言にアクセスしていない、あるいは潜在的にアクセスできない少年もいることが指摘されてきた。

このようなイギリスの状況を踏まえると、法的助言を受ける権利は基本的には少年が行使するものであるから、少年被疑者への法的援助は絶対的に保障されているものではない。この点に関しては、イギリスも日本と類似した問題を有しているといえる。一方で、イギリスでは、捜査手続の各場面でも少年を援助する AA が関与しており、さらに AA がソリシタを請求できるという規定も存在する。したがって、イギリスと日本の相違点に留意し、AA による援助と少年の法的助言を受ける権利の行使に関するイギリスの議論を検討することによって、日本における少年の法的援助を実効的に保障するための示唆を得られると考える。

以上から、本稿では、Miranda Bevan の実証研究¹³⁾に基づき、イギリス少年捜査手続における AA による援助が、少年の法的助言を受ける権利の行使に与える影響を分析することを目的とする。

11) イギリス捜査手続における AA 制度は、少年及び脆弱性を有する成人に適用されるが、本稿では少年の捜査手続を検討するため、条文や文献の訳出上必要な場合を除き、基本的には少年事件における AA を対象とする。

12) Michael Zander QC, *The Police and Criminal Evidence Act 1984*, (8th ed., Sweet & Maxwell, 2018), para. 5-51.

13) Miranda Bevan の実証研究の大きな特徴は、少年被疑者を調査対象としていること、また異なるバックグラウンドを持つ様々な AA の担い手を調査していることにある。AA の担い手については後述するが、AA の担い手のバックグラウンドは様々であり、これまでの実証研究では、親や後見人、親族の AA を詳しく調査できていないという課題があった。Bevan の研究は、そのような AA も含めた実証研究であり、総じて被疑者の声や、少年被疑者の親族の体験など、近年の実証研究では限定的であった部分にも焦点を当てている。本稿では、様々な AA がいる中で AA の援助が少年の権利行使にどのような影響を与えているのかを検討することを目的としているため、Bevan の実証研究を取り上げている。

II イギリス捜査手続における AA による援助と 少年の法的助言を受ける権利の行使

少年が法的助言を受ける権利を行使するためには、少年が手続や権利、法的援助の意義を十分に理解する必要があると思われる。そのためには少年の理解を確実にするための援助者の存在が重要になるだろう。その点で、イギリス捜査手続における AA による援助は非常に重要な意味を持つ。

そこで本章では、AA の担い手のバックグラウンドや専門性の違いに留意しつつ、AA による援助が、少年の法的助言を受ける権利の行使にどのような影響を与えているのかについて、Bevan の実証研究結果から分析する。そして少年の法的助言を受ける権利の行使を実質化するために、AA はどのような援助を提供することが求められているのかを明らかにしたい。詳しくは後述するが、運用規程 C に定められている AA の役割は多岐にわたっている。本章では、Bevan の実証研究結果のうち、とりわけ少年への法的援助に関係する AA による援助に焦点を当て、検討を進めていく。

1 Bevan の実証研究の目的と研究の視点

Bevan は従来の先行研究では、AA の役割を担う親族や研修を受けていない者による援助の効果、また少年自身の声を反映する調査ができていないことを指摘した。その課題を踏まえ、AA による援助に関する少年の体験や少年の見解を確認すること、AA の役割を担うバックグラウンドが異なる様々な大人にインタビュー調査をすることによって、運用規程 C に定められている少年の権利と福祉の保護という AA の役割規定が、警察留置における少年のニーズをいかに効果的に充足しているかを明らかにすることを実証研究の目的とした¹⁴⁾。

Bevan の実証研究は 2016 年～2017 年に実施され、インタビュー調査及び観察

14) Miranda Bevan, *Children in Police Custody: Adversity and Adversariality Behind Closed Doors*, (Oxford University Press, 2024), at 154-167. なお、Bevan は、実証研究を実施するにあたり、先行研究が示してきた主な AA 制度の論点である、AA の役割規定の曖昧さ、AA の担い手の問題について、多くの文献をもとに詳細に分析している。

調査で構成されている。具体的には、調査対象41人のうち39人の少年についてAAとの体験に関するインタビュー調査が行われた。インタビュー調査を受けた少年に関して、少年が援助を受けたAAのバックグラウンドに着目して整理すると、39人の少年のうち、18人の少年は親族のAA (familial AA) からのみ、7人の少年は専門性を有するAA (non-familial AA) からのみ援助を受けており、14人の少年については、親族のAAと専門性を有するAA両者から援助を受けた経験があった¹⁵⁾。また観察調査やインタビュー調査では、バックグラウンドが異なる様々なAAが調査対象となった。少年事件の場合、AAの担い手は、運用規程C1.7 (a) により (i) 親、後見人、もしくは少年が地方自治体あるいはボランティア機関の保護下にある場合には当該自治体あるいは当該機関の者、(ii) 地方自治体のソーシャルワーカー、(iii) (i)、(ii)の者がいない場合、他の責任ある18歳以上の大人と規定されている。ただし、(iii)の場合、警察官や警察に雇用されている者などはAAの担い手になることができない(運用規程C1.7 (a))¹⁶⁾。なお、Bevanの実証研究の調査対象となったAAには、親族のAA、ケア施設職員 (residential care home employee) のAA、YOT職員のAA、YOTが雇用しているAA、AA提供事業における有償のAA、ボランティアのAAが含まれている¹⁷⁾。

実証研究にあたり、Bevanは、運用規程C1.7Aに基づき、AAの役割規定の中核となる部分を研究の4つの視点として整理している。以下、その内容を確認する。運用規程C1.7Aは捜査手続全体におけるAAの役割を規定しており、こ

15) 本稿における「専門性を有するAA (non-familial AA)」とは、「親族のAA (familial AA)」以外のAAを指す。親族以外のAAとして、たとえばソーシャルワーカー、イギリス少年司法における多職種連携チームとされる「少年犯罪チーム (Youth Offending Team: 以下、YOT)」の職員、ボランティア、AAを提供する事業に関係する者などが挙げられる。親族以外のAAのバックグラウンドは多様であるが、ボランティアの者を含め、これらのAAは専門的な研修を受けていることが多いため、本稿では親族のAAの対比として「専門性を有するAA」とする。なお、専門職の資格を有しているという意味ではない。

16) また犯罪の関与の嫌疑のある者、被害者、目撃者、捜査に関係している者、AAの役割を担う前に少年の自白を聞いた者、ソリシタ、独立留置施設捜査官もAAの担い手になることはできない(運用規程C指導注記 (Notes for Guidance) 1B及び1F)。

17) Bevan, *supra* note 14, at 38-39 and 167.

れによれば、AA の役割は「運用規程 C 及び他の運用規程が適用される少年及び脆弱性を有する成人の権利と福祉 (rights, entitlements and welfare) を保護する」こととされ、そのために AA に求められることとして、①「運用規程 C 又はその他の運用規程に基づき、少年及び脆弱性を有する成人がいかなる手続においても、情報提供や参加を求められた場合に、支援し、助言し、援助すること」、②「少年及び脆弱性を有する成人の権利を尊重するために、警察が適切かつ公正に行動しているかどうか監視し、警察がそのような行動をしていないと AA が思料する場合には警部補 (inspector) 以上の階級の警察官に報告すること」、③「黙秘権告知 (the caution) において示されているように、少年及び脆弱性を有する成人が [供述を：筆者注] 望んでいない場合には彼らの黙秘権を尊重する一方で、彼らと警察官とのコミュニケーションの援助をすること」、④「少年及び脆弱性を有する成人が彼らの権利を理解することを援助し、それらの権利が保障され尊重されることを確保すること」が定められている (運用規程 C 1.7A)。Bevan はこの規定に従い、研究の視点として、第 1 に「情報提供や手続参加の際の支援、助言、援助」を意味する「支援」、第 2 に「少年の権利の理解や権利行使の促進」を意味する「権利行使の促進」、第 3 に「適切さや公正さの観点からの警察の行動の監視」を意味する「デュー・プロセス」、第 4 に「少年の黙秘権の尊重及び少年と警察とのコミュニケーションの促進」を意味する「コミュニケーション」という 4 つの項目を提示した¹⁸⁾。これらの研究の 4 つの視点に基づき、Bevan は AA による援助が少年に与える影響について実証研究結果を分析している。次節では、実証研究結果と Bevan による分析内容を詳しくみていくことにする。

2 実証研究結果と Bevan の分析——AA による援助が少年に与える影響——

Bevan は、前節 1 で示した「研究の 4 つの視点」に従って、AA による援助が少年に与える影響を整理した。その際、AA が親族の AA か専門性を有する AA かという AA の担い手のバックグラウンドに即して、実証研究結果を分析して

18) *Id.*, at 158 and 168.

いる。なお、本稿は法的援助に関係するAAによる援助、具体的には、少年の法的助言へのアクセスの促進や、弁護人の法的援助の質の向上に資する少年の特性の把握に関係するAAによる援助に焦点を当てる¹⁹⁾。そのため、Bevanが提示した「研究の4つの視点」のうち、法的援助の質の向上の基盤となり少年の特性の把握に関係する第1の視点「支援」と、少年の法的助言へのアクセスの促進に関係する第2の視点「権利行使の促進」に着目する。

(1) 支援

Bevanは、第1の研究の視点である「支援」において、AAは、留置の場面で、どの程度少年を支援、助言、援助できるか、また少年の福祉をどの程度確保できるかということ、AAの担い手のバックグラウンドの違いに即して検討した²⁰⁾。

まず、親族のAAの「支援」に関する実証研究結果を概観する。インタビュー調査を受けた少年の中には、親族のAAは「少年の：筆者注」不安を解消できていないと答えた者がいた一方で、39人の対象少年のうち半数以上の少年は、家族やよく知っている大人から安心感を得たと回答した。少年の回答結果や観察調査の結果をみると、少年は、親族のAAの「支援」について、気分を落ち着かせること、不安や気分の落ち込みを緩和してくれることに価値を見出しているようである。また親族のAAは信頼できる、頼ることができると回答しており、親族のAAが「刑事司法について知らない」場合でも、そのことは「安心感」を害しないということが、少年のインタビュー調査から明らかとなった²¹⁾。さらに従来の先行研究で指摘されていた「親の怒り」や「親が感情的になる」ということについては、少年の語りの中では重大なこととして位置付けられていなかった。他方で、親自身（親族のAA）の気分の落ち込みについては、少年は対処することが難しいと回答している²²⁾。

19) この点について、寺本奈津樹「イギリス少年取調べにおける『適切な大人（Appropriate Adult）』による援助（2・完）——近年の動向に焦点を当てて」一橋法学第23巻第1号（2024年）258-260頁参照。

20) *Id.*, at 177.

21) *Id.*, at 177-178.

22) *Id.*, at 179-180.

この結果に関して、Bevan は、逮捕・留置という少年にとってトラウマとなる体験のあとの家族の援助や安心は、「刑事手続の知識がない」という懸念にまざるものであると論じた²³⁾。また親や親族の AA が感情的になる背景として、実務上、親族の AA が警察署に到着した後すぐに、少年とほとんど会話することなく留置管理官から少年の逮捕・留置の理由を告知されるため、そのことが親族の AA にとって苦痛となっていると分析している。したがって、親の怒りや親が感情的になることに対しては、留置管理官からの告知の前に、少年と AA が会話できる時間を確保することによって解決できる可能性もあると指摘した²⁴⁾。一方、親自身の気分の落ち込みは、少年にとって対処できない大きな困難となるため、AA の立会いの利益を阻害するものになることを強調している²⁵⁾。

次に、専門性を有する AA の「支援」に関する実証研究結果に焦点を当てる。インタビュー調査において、専門性を有する AA から情緒面の支援を受けたと回答した少年はほとんどいなかったことが判明した。ただし、少年が専門性を有する AA を知っている場合、たとえば少年が知っているソーシャルワーカーやケア施設の職員が AA になった場合には、少年は安心感を得たと答えている。少年の回答結果や観察調査の結果をみると、以前から知っている者ではない、関係がない者が AA になった場合、少年と AA が信頼関係を築く上で「知らない人」ということは大きな障壁となっていた²⁶⁾。また、少年とのラポール形成が不十分である場合、少年は AA のことを「多くのことができない」、「ただそこにいるだけ」の大人と評価していた。さらに、少年が全く知らない AA から、多くの個人的な質問がなされることも、少年にとって大きな負担となっていることが明らかとなった²⁷⁾。

この結果から、Bevan は、専門性を有する AA は少年にとって「知らない大人」であり、全く知らない人とラポールを形成することの難しさを強調した。また、AA の到着の遅れや少年が AA の役割を知らないことも、ラポール形成に

23) *Id.*, at 178.

24) *Id.*, at 179.

25) *Id.*, at 180.

26) *Id.*, at 181-182.

重大な影響を与えると論じており、その理由としてAAの警察署への到着が遅くなることによって少年とAAの相談時間がより短くなること、AAが警察から独立しているかどうか少年は疑問視していること、AAが秘密を保持しているか少年が不安に感じていることを挙げている²⁸⁾。

(2) 権利行使の促進

Bevanは、第2の視点である「権利行使の促進」に関して、AAは、少年が権利を理解しているかどうかを把握しているか、また少年の権利行使を促進、支援しているかという2つの項目について検討した。

(2)-1 少年の権利の理解の把握

親族のAAによる少年の権利の理解の把握に関して、実証研究結果では、親族のAAの中には、以前AAの役割を担ったことがあるという経験から、手続や少年の権利を理解していると回答した者もいた。しかしながら、親族のAAは、以前AAの役割を担ったことがある者でさえ、制度や少年の権利に関する理解が不十分であり不正確であるということが明らかとなった²⁹⁾。

これらの結果について、Bevanは、親族のAAは少年の権利を十分に理解していないことを問題視している。多くの少年は、彼ら自身の権利を十分に理解しておらず、混乱している状態であり、この部分にアプローチするAAの役割は非常に重要である。そして少年の権利の理解を支援するためには、AA自身が留置や取調べにおける少年の権利について十分に理解する必要があるが、親族のAAは少年の権利等を十分に理解しているとは言い難く、このことは非常に重大

27) *Id.*, at 183. なお、アセスメントは、家庭生活、教育、就労、心身の健康、アルコールや薬物の摂取、自傷など少年の置かれている環境や少年の状況に関することから、アンガーマネジメント、病院の予約、青少年精神保健サービスへの連絡、ソーシャルワーカーとの面会など他の機関やサービスに関すること、さらに自尊心の向上、被害者への共感、犯罪に関する説明、取調べ後の対応など少年の事件に関係する多くの側面をカバーするものである。そのため、AA自身もアセスメントの内容が非常に多いことを自覚しており、調査項目が多いことから少年もAAも疲れを感じるものであると言及している。

28) *Id.*, at 181-183.

29) *Id.*, at 184.

な欠陥であると評した。また、通常親族が AA となった場合、AA のガイダンスが付与される、もしくは「権利告知書 (the Notice of Rights and Entitlements)」を読むことを促されるのだが、親族の AA は、警察署や留置施設に対して恐怖や恐ろしい雰囲気を感じており、その感情に圧倒されたと回答している AA もいることから、親族の AA は「権利告知書」などを読む機会があっても情報にアクセスできていないと感じている可能性があるということを示唆した³⁰⁾。

専門性を有する AA による少年の権利の理解の把握については、実証研究結果から、専門性を有する AA が持っている知識のレベルは様々であることが判明した。「全国『適切な大人』ネットワーク (National Appropriate Adult Network)」を含む AA を提供するための事業が実施している研修においては、手続や少年の権利に関する十分な情報が含まれている。一方、観察調査の結果によれば、専門性を有する AA も必ずしも研修を受けているとは限らない。その結果、逮捕・留置の理由に関する情報を提供してもらうことや、留置記録 (custody record) を確認すること、少年が法的助言を断った場合でも AA がソリシタを請求できることなど、AA が有する権利や権限を知らない AA も存在するのである³¹⁾。

このことから、Bevan は、専門性を有する AA 全員が研修を受けているわけではないため、専門性を有する AA が持つ知識に関しては、AA によって差がある状態であると分析した³²⁾。

(2)-2 少年の権利行使の促進

親族の AA による少年の権利行使の促進について、実証研究結果では、留置の場面においては少年が手続に参加することに困難があることが示された³³⁾。また少年は黙秘権の行使に関する支援を重視することが明らかとなっており、イ

30) *Id.*, at 183-184.

31) *Id.*, at 184-185.

32) *Id.*, at 184-185.

33) *Id.*, at 185.

インタビュー調査において、少年の中には黙秘権行使について親が十分に支援的であったと回答した者もいたが、それは親にAAの経験がある場合や、刑事司法に関する知識がある場合に妥当する傾向があった³⁴⁾。さらに、少年が法的助言を受ける権利を行使し、ソリシタを請求した場合、少年はいつでもソリシタと秘密の相談をすることができるのだが、この少年とソリシタとの秘密の相談に親族のAAが立ち会うことに関して、問題が生じるという。インタビュー調査では、ある少年は〔取調べ官の：筆者注〕質問に答えるかどうかの判断は、家族が関わる問題ではなく、少年とソリシタの問題だと回答しており、少年やソリシタから、親が「黙秘」という法的助言を受け入れない可能性も示唆された。特に黙秘権行使をめぐる、ソリシタは、法的助言は被疑者の法的な最善の利益を追求するものである一方で、親族のAAは子どもが罪を認め真実を話すことを望むこともあることから、ソリシタの法的助言と親族のAAの支援との間には緊張関係があることを懸念している³⁵⁾。

これらの実証研究結果を踏まえ、Bevanは、留置の場面で少年が手続に参加することは難しく、AAは、とりわけ留置における少年の意思決定について助言、援助するという非常に重要な役割を担っていると論じている。他方で、法的助言に関する意思決定の支援の難しさを強調しており、その背景として、AAが警察署に到着する時間が遅くなることや、AAが自身の役割を認識していないこと、AAが時に福祉志向のアプローチをとることなどを挙げた。また、ソリシタが示す懸念から、親族のAAの中には、少年がソリシタから受けた「黙秘」の助言を受け入れることができない可能性を指摘している³⁶⁾。

専門性を有するAAによる少年の権利行使の促進に関しては、実証研究を通して、数名の少年は専門性を有するAAからの助言を高く評価していたが、より多くの少年は専門性を有するAAから支援を受けたと感じていないことが明らかとなった。その背景として、専門性を有するAAの秘密性の問題、いわゆるAAの秘匿特権の問題が挙げられている。調査結果によれば、AAが秘匿特

34) *Id.*, at 185-186.

35) *Id.*, at 186.

36) *Id.*, at 185-186.

権を有していないことは2つの問題をもたらすという。第1の問題として、専門性を有するAAは、秘匿特権を有していないことから、少年被疑者の申し立てられた犯罪行為に関する議論を避けるよう研修を受けていることが示唆された。その結果、ソリシタを請求していない少年被疑者は、申し立てられた犯罪行為に関することを相談する者がいないことになる。第2の問題として、ソリシタは、例外的な場合を除き、専門性を有するAA、特にソーシャルワーカーのAAを、少年とソリシタの秘密の相談に立ち合わせることを避けるため、AAは少年被疑者とソリシタの相談に際して支援をすることができない。つまり、ソリシタから与えられた助言に関して少年が理解しているかどうかAAは確認することができないため、少年の意思決定の支援ができないという問題を引き起こす³⁷⁾。さらに、インタビュー調査においてYOT職員のAAや有償のAAは、少年とソリシタの秘密の相談のあと、少年とAAが取調べ前に話す時間を警察から許可されないと回答した。このことは、AAが少年の意思決定の未熟さを緩和することや、少年とソリシタの力関係を調整することができなくなることを意味しており、AAが十分に支援できないことが指摘されている³⁸⁾。

以上の実証研究結果から、Bevanは、AAが秘匿特権を有していないことがもたらす様々な問題を分析した。とりわけ少年に自身の犯罪行為に関して相談したり、取調べ時の応答等、事件のその後の展開に係る選択肢を一緒に考えたりする援助者がいないという点を強調している。また専門性を有するAAは少年とソリシタの秘密の相談に立ち会えない可能性が高く、その結果として法的助言に対する少年の理解の確保など、ソリシタとの秘密の相談における少年への支援が十分にできないことを指摘した。さらに、取調べ前に少年とAAが相談する時間を捜査官から許可されないことも加わり、専門性を有するAAによる少年の意思決定に関する支援の困難さを論じている³⁹⁾。

37) *Id.*, at 187.

38) *Id.*, at 187.

39) *Id.*, at 187.

Ⅲ 若干の考察——Bevanの実証研究結果を踏まえて——

AAによる援助が、少年の法的助言を受ける権利の行使にどのような影響を与えているかについて、少年の法的助言へのアクセスの確保及び弁護人の法的援助の質の向上に資する特性の把握という観点から、Bevanの実証研究結果及びその分析を整理した。

Bevanの第1の研究の視点である「支援」は、少年の特性を把握する基盤であり、少年とAAが信頼関係を構築するという点で重要である。実証研究結果によれば、少年のAAを担う大人について少年が知っているかどうかということが、AAによる「支援」の効果に大きな影響を与えており、少年が得る安心感はAAによる「支援」の効果をより高める要素であると思われる。専門性を有するAAは少年にとって「知らない」大人であることから、専門性を有するAAは少年とのラポール形成に課題があるといえる。一方、専門性を有するAAが実施しているアセスメントについては、少年の特性の把握という点では重要な意味を持つと思われるが、少年はアセスメントを負担に感じていた。専門性を有するAAが行う少年の特性の把握と少年が感じる「支援」が一致しないことが明らかとなったが、この点についてはさらに分析する必要があるだろう。

第2の視点である「権利行使」は、少年の法的助言へのアクセスの確保に直接関係し、ソリシタの法的助言を効果的にする点で非常に重要である。実証研究では、親族のAAは手続や少年の権利について十分に理解できておらず、法的助言に関する少年の意思決定の支援に困難が生じていることが示された。また親族のAAは、少年の黙秘権行使や黙秘権に関する法的助言を受け入れることが難しい。そのため、少年がソリシタを請求している場合でも、親族のAAが少年の黙秘権行使に否定的であるならば、ソリシタから提供された法的助言の効果が減退する可能性が高く、その結果、少年の権利が実質的には保障されないことになると思われる。

他方で、専門性を有するAAによる少年の権利の理解及び少年の権利行使の促進に関しては、専門性を有するAAが持つ知識に差異があるため、一律に肯定的な評価はできない。しかしながら、専門性を有するAAには十分な研修の

機会が開かれていることが実証研究結果から明らかとなった。実証研究結果の分析において、Bevan が AA の研修の充実の必要性を示唆しているように、専門性を有する AA が研修を受けることができるような体制を構築すること、研修の内容を充実させることによって、専門性を有する AA の持つ知識の差異が解消される可能性がある。これらの条件が整う場合、専門性を有する AA による援助は、法的助言に関する少年の権利行使に一定の効果を与える可能性が高いと思われる。

なお、実証研究結果では、少年が専門性を有する AA から支援を受けていないと感じていることが示されたが、その背景には、AA が秘匿特権を有していないという制度上の問題があると思われる。AA は秘匿特権を有していないため、AA による援助には捜査機関側からの強制的な情報開示のリスクという限界があり、その結果、少年を十分に支援することができない。そうであるならば、少年が支援を受けていないと感じることについては、AA による援助自体に原因があるというよりも、AA が秘匿特権を有していないという制度上の問題が大きく関係しているように思われる。同様に、取調べ前に専門性を有する AA と少年が相談する機会がなく少年の意思決定の支援ができないという課題についても、捜査機関側の事情が深く関係しており、その結果として専門性を有する AA は少年を十分に支援できないという問題が生じていると考える。

以上から、少年の法的助言を受ける権利の行使を実質化するためには、AA が、少年との信頼関係を基盤として、少年が安心して意思決定ができるように少年の情緒面を支援すること、手続や少年の権利、AA の有する権利や権限を十分に理解し、少年の権利行使や法的助言を受けることに関する意思決定を援助することが求められる。ここには少年が法的助言を受ける権利を行使しない場合、AA がソリシタを請求し、少年の法的助言へのアクセスを確保することも含まれる。さらに、少年が法的助言を受けることを決断しソリシタと秘密の相談をした際には、少年が受けたソリシタの法的助言を AA が否定せずに、少年の意思決定を尊重することも重要になるだろう。

IV 結びに代えて

本稿では、Miranda Bevanの実証研究に基づき、AAのバックグラウンドや専門性の違いに留意して、AAによる援助が少年の法的助言を受ける権利の行使にどのような影響を及ぼすかについて分析した。

親族のAAによる援助と専門性を有するAAによる援助の実証研究結果の比較を通して、AAのバックグラウンドや専門性の違いは、AAによる援助、その効果としての少年の心情や少年の権利行使に大きな影響を与えることが明らかとなった。法的援助に直接関係する少年の権利行使について、AAのバックグラウンドや専門性の違いによって異なる結果がみられたことは、日本には存在しない弁護士以外の第三者援助者の意義や必要性とともに、第三者援助者に求められる資質や役割を検討するための示唆となるだろう。また専門性を有するAAに関して、研修の機会があることが肯定的に評価されていた。援助の内実を明確化したり、質の高い援助を維持したりするためには、研修の機会を確保し研修を充実させることが不可欠であるといえる。

他方で、少年の情緒面への支援については、少年が援助する大人を知っているかどうか、「安心感」を得たか否かが重要な視点となっていた。少年が感じる「安心」は捜査手続全体におけるAAの役割である「福祉の保護」を直接意味するものであるのか、捜査手続全体におけるAAの「福祉の保護」がどのように理解されているのか、特に専門性を有するAAが実施していたアセスメントは「福祉の保護」との関係でどのように理解されるのか、イギリスの議論をさらに検証する必要があるだろう。

Miranda Bevanの実証研究結果は、AAに求められる援助の内実やAAの担い手に必要な資質を改めて吟味する内容を提示した。本稿は、法的援助に関する、AAによる援助の一部に焦点を当てたため、AAによる援助の総合的な分析はできていない。今後も捜査手続全体におけるAAの役割を基盤として、AAの担い手のバックグラウンドや専門性に着目しながら、AAに求められる援助の本質を検討することが求められる。そのことが、日本の少年の捜査手続における少年への援助の議論を発展させることにつながるだろう。

【付記】 本論文執筆に先立ち、日本刑法学会九州部会第 135 回例会で報告を行い、多くの先生方からご指導を賜った。ここに記して感謝申し上げます。